

一般財団法人日本ドッジボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.~>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2021-2030中長期計画としてSELECT10を策定し、公表している。 策定にあたっては、各専門委員会単位の会議を通じて、幅広く意見を募っている。また、WEB上で公表している。 https://dodgeball.or.jp/business-plan/	SELECT10 2020年度第3回理事会議事録（中期計画策定期）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	人材の育成計画： 2022年6月理事会にて、次の方針を取りまとめている。 均等な機会提供による全国的な底上げと、外部環境への対応機会を活用した育成の2段で構成し、持続的な世代交代を意識して取り組み、毎年、担当委員会の理事が理事会で報告し、翌年度以降の計画への修正点を取りまとめる。 掲載先HPリンク⇒ https://www.dodgeball.or.jp/%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%A8%88%E7%94%BB/?preview_sid=447173 別の試みとして、ドッジボールの認知度の高さを生かし、「日本まるごとドッジボール計画」を掲げ、必要な人材を広く募る構築を進めており、登録者へ案内している。	2021年度以降の人材育成方針
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	単年度の計画は、毎年、2月の臨時評議員会及び理事会にて、翌年度予算案の審議・承認を行っており、承認後、HP上で事業計画と共に公表している。 中長期的な財務の健全性確保に関する計画は年内に取りまとめた後、2月末の臨時評議員会の後に公表する。 基本的な財源基盤の一つである資格登録料と、その所属協会・事業間の配分については、各資格を管轄する専門委員会の会議を踏まえて設定している。各専門委員会には各ブロックから選出された部長が加わっており、幅広く加盟協会が今後の予算や見通しを立てやすいよう進めている。	2025年度事業計画 2025年度収支予算 2024年度第6回理事会議事録
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2022年6月理事会において、外部理事の目標割合25%以上、女性理事の目標割合を40%以上とすることを定めた。 今期（2025年6月定期評議員会以降）は、 ●外部理事 3名／10名中（30%） ※外部理事は、過去4年間に本協会・加盟協会の会員または役員ではない者 ●女性理事 4名／10名中（40%：内部2名・外部2名） であり、いずれも達成している。 達成のみが目的とならないよう、引き続き、特徴を活かすことを意識した事業の企画検討も進めている。	2025年度役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部評議員50%以上、女性評議員30%以上を目標として選定を進めている。 2025年6月時点においての状況は、 ●外部評議員は9名（81%）※過去4年間に本協会及び加盟協会の会員・役員ではなかった者 ●女性評議員は2名（18%） である。 外部評議員に関しては、法人化以降、常に過半数が外部評議員となっており、弁護士・公認会計士・医師等の専門分野の有識者を含めた構成となっている。 女性評議員は1名増加したがまだ目標に届いていないため、目標割合達成に向け、理事⇒これまでの大会協力企業に対して打診、評議員⇒各々の本業の専門分野の中から打診、の形で候補者の人選を進めます。（いざれも、女性役員・女性職員の多い組織への打診を重視オス）	2025年度役員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2024年に担当委員長として理事を選任し、委員として、本協会における日本代表選手・代表選手経験者、及び他競技のアスリートを加えた。また、規程において、本会の日本代表選手については男女同数とすることを定めている。 2025年度時点の構成は、男性4名:女性4名。 今年度の会議は、2026年1月に実施を予定している。	アスリート委員会規程 アスリート委員名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	理事会の規模に関しては、定款第29条で理事の人数について、及び第38条で開催数について定めている。上記に則りして毎年度6回以上の理事会を開催すると共に、いずれにおいても監事も同席し、監事から疑問点が挙げられた場合は次回までに追加の資料を作成することにより、実効性の確保を図っている。	定款 2025年度役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	①2024年2月の理事会にて、就任時の年齢を70歳未満とする年齢制限を加えた評議員及び役員等候補選出規程を承認している。	評議員及び役員等候補選出規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	②評議員及び役員等候補選出規程を整備し、規程内に連続5期10年までを原則とする記載を加えた。 2024年2月の臨時評議員会での承認手続きを経て成立了。	2025年度評議員及び役員選考委員会議事録 2025年度定期評議員会議事録 2025年度役員名簿
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	評議員及び役員選考委員会規程を整備し、独立性を保つため、理事以外を50%以上とするとの表記を加えている。 構成員には有識者として、弁護士・税理士を加えている。	評議員及び役員選考委員会規程 評議員及び役員候補者選定委員会名簿 2025年度評議員及び役員選考委員会議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程にて、対象範囲と法令の遵守を定めている。	倫理規程
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	各専門委員会規程・ブロック連絡会規程・経理規程・就業規則・出張旅費に関する規程を定めている	競技委員会規程 指導委員会規程 普及委員会規程 国際委員会規程 倫理委員会規程 ブロック連絡会規程 経理規程 就業規則 出張旅費に関する規則
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報保護に関する規程を定めている。	個人情報保護に関する規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金規程を定めている。	謝金に関する規則
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理に関する規程を定めている。	財産管理に関する規程
16	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	加盟団体年会費・各資格登録料・チーム登録料が発生する旨を各規程にて定めている。	加盟団体規程 公認審判員規程 審判員資格_認定料・年間登録料・更新料の細則 指導者に関する規程 チーム登録規程
17	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	国際連盟が複数存在し、互いに構築途上にあるため、国際大会の位置づけが不安定な面が続くが、合理的な説明ができるよう、次の形で随時検討を重ねながら構築している。 ●選考基準は国際委員会が中心となり作成している。委員には、理事の他、国際事業立ち上げ時の選手監督、及び審判員を加えている。また選考結果は理事会の承認を必要とし、一部だけで決定しないよう努めている。 ●倫理規程第12条にて、選考の公正性・透明性の確保が必要な点、及び競技者からの質問・抗議への明快な対応を取ることを定めている他、選考規程において、公表する内容と時期を定めている。 ●審査基準(2)に関して、選手選考規程6条において、不服申立が可能である旨を定めている。	JDBA代表選手選考規程 ドッジボール日本代表に関するガイドライン 倫理規程
18	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	●全国大会への派遣審判員を決定する競技委員会の構成には、全国9ブロック全てからそれぞれ選出された競技部長を含めており、公平な選考となるよう取り組んでいる。 ●審判員資格の取得に関しては、公認審判員規程を定め公表しており、どの地域でも公平かつ合理的な取得手続きとなるよう進めている。 ●ルールが異なる国際大会への審判員においてはまだ実績が浅く、応募者数が少ない。実態上、応募者全員を派遣しており、経験の蓄積に努めている段階である。	公認審判員規程 競技委員会規程
19	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	監事2名の内1名は弁護士であり、理事会後に議案以外でも相談の機会を設けている他、さらに分野の異なる法律判断が必要と思われる場合は、所属する弁護士事務所を通じて他の弁護士にも相談可能な体制を確保している。	2025-2026年度監事名簿
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	倫理委員会の中に、コンプライアンス部門を設置している。 倫理コンプライアンス委員会の構成員の内、2名の女性を配置している。 会議は2026年3月の全国大会前日に予定している。	2025年度倫理委員会名簿
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	倫理コンプライアンス委員会として設置し、その中弁護士・税理士を配置している。 これまでの相談・通報事例を元に、さらに協会外の人材が必要と考えられる場合は、これまでの講演依頼先等を通じて、適した人材の紹介を打診する。	2025年度倫理委員会名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2026年2月の理事会の後に弁護士を講師として講習会を実施する。	コンプライアンス講習会資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	●指導者向けには資格取得時の単元として実施している他、一定期間内に更新講習会の受講を必須としている。更新講習会は基本的には加盟協会での開催だが、「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」をテキストの一つに加えることを開催要件としている。 ●競技者向けのコンプライアンス研修は10月の代表合宿時に実施した。 ●競技者の大半を占める小学生向けの仕組みの整備は難航しているが、2026年3月末にはまとめるよう取り組んでいる。	2025 J.D.B.A.指導者研修会開催要項 コンプライアンス研修会実施計画
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2026年3月の全国大会時の審判クリニック時に実施を予定している。	コンプライアンス研修会実施計画
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けとができる体制を構築すること	法律に関しては監事（弁護士）を通じ、本人の他、弁護士事務所へ相談できる体制である。顧問契約を交わしているような形式ではないが、本協会と外部企業との関係性の変化や、新たな関係性が生じるなど、これまでと異なる形式の書類作成の必要が生じるような相談の場合は、契約書を別途交わしている。 会計処理については顧問税理士と契約し、相談できる体制を整えている。	依頼例：委任契約書 税理士契約書 専門家サポート体制
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	次の体制をとることで、適切な経理処理を保つよう努めている。 ●事務局から、毎月末締めて現金出納表・試算表・日計表・仕訳日記帳を総務担当理事に提出し概況を報告している。 ●監事の内の一人である弁護士の出席可能なスケジュールに理事会日程（年6回以上）を合わせて、経理処理に確認が必要な場合には当初の議案の他に対応している。 ●評議員にも外部の公認会計士を選任し、計算書類等に追加の説明を求められた場合には、理事または事務局が適宜回答している。	2025-2026年度監事名簿 2025年度評議員名簿
27	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	●倫理規程11条にて補助金の不正な申請の禁止を定めるほか、助成金申請時には各助成団体の手引きに沿って手続きを進めている。 ●感染症等、外部要因による事業日程の大幅な変更など、申請時から経理処理が大きく変わる可能性が生じる場合も、事前に助成団体に相談している。 ●実施後の実態調査に対しても全て対応している。	倫理規程
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	臨時評議員会終了後には事業計画と予算計画、 定期評議員会終了後には事業報告と計算書類、 をそれぞれ本協会HPに掲載すると共に、事務局内でも閲覧可能な体制をとっている。 掲載HPリンク先⇒	2025年度事業計画 2025年度収支予算 2024年度報告書（事業報告・計算書類・監査報告）
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主として行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①選考規程を設置し公開している。 掲載ページリンク先⇒ https://dodgeball.or.jp/about-us/regulations-list/	JDBA代表選手選考規程
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主として行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	毎年度、協会HPに掲載している。 掲載URL⇒ https://dodgeball.or.jp/about-us/governance-code/	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	●定款第37条にて、理事が利益相反の疑いのある取引を行う場合には、重要な事項を開示した上で理事会の事前承認が必要となる条項を定めている。 ●倫理規程(基本的責務)第3条2項においても、「役職員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。」と定めている。（「役職員等」の範囲は、審判員・競技者・指導者等の会員を含める旨を第2条で定めている。）	定款 倫理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反に関する記載は、現在は定款及び倫理規程内の記載のみだが、利益相反ポリシーを2026年2月理事会にて承認後に定める。 これまで、理事への特別な報酬支払いや、理事本人、または理事の関連企業への業務の発注自体を行っていない。（一般スタッフと同額の謝金を払うことはある。ただし理事会にて取り扱いを協議・承認した場合のみ。）	
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報制度の運用に関する規程を定め、下記の体制を構築し、運用している。 ●日本協会HPに通報／相談フォームを常時設置。 URL： https://business.form-mailer.jp/fms/556e0ccc142404 ●フォームを利用した場合の最初の送信先は倫理委員会としている。通報相談内容を確認後、法律面での見解が必要な場合は弁護士（監事）、経理面での見解が必要と考えられる場合は顧問税理士へ相談可能な体制を構築している。 ●通報／相談者へは、入力時において通報内容を把握する範囲を示すとともに、それでも自身に不利益が生じる等の不安を持つ場合は、フォーム内に懸念事項を記載するよう案内している。記載されている場合は、まず弁護士のみに相談する体制をとっている。 ●各事業の機会（講習会テキスト・選考会結果報告・チームへのアンケート依頼時等）に、通報フォームが設置されていることを記載し案内している。	
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報／相談フォームを通じて届いた情報については、法律面での見解が必要な場合は弁護士（監事）及びその法律事務所、経理面での見解が必要と考えられる場合は顧問税理士へ相談可能な体制が構築できている。実際の事例の積み重ねに応じて、適切な体制づくりに努める。	2024年度監事名簿 通報・相談を受けた際の対応手順

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	倫理規程・倫理委員会規程を定め、HP上で公開し、加盟協会へ送付している。 禁止行為は倫理規程第4条～第12条、対象範囲は第2条、処分の内容は第15条、手続きは第14条、及び倫理委員会規程第3章に主に定めている。 掲載HPリンク先⇒ https://dodgeball.or.jp/about-us/regulations-list/ 審査基準（3）については、倫理委員会規程9条において規定している。 審査基準（4）については、倫理委員会規程第20条3項に不服申立の可否を規定している。	倫理規程 倫理委員会規程
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理委員会規程第4条2項において、処分審査を担う倫理委員会のメンバーが中立性・専門性を有するものを選ぶ旨を定めている。懸念がある場合は、弁護士・税理士へ相談可能な体制を整えている。	倫理委員会規程
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	倫理委員会規程第21条において定めており、同機構にも掲載されている。 審査基準（2）に関して、処分決定に限らず代表選考を含めたNFのあらゆる決定を含む自動応諾条項として適合するよう、策定した。 審査基準（3）について、処分決定の申立期限は制限を設けていない。今後策定する、あらゆる決定を含む自動応諾条項についても、合理的ではない制限を設けないよう留意する。	倫理委員会規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分については、2019年に倫理規程・倫理委員会規程を定めた以降、まだ本会から通知を行ったことがないが、利用可能であることを明記したフォーマットを、弁護士に相談の上、作成済み。 また、代表選考結果の通知においても、情報開示請求と不服申立を希望する場合の専用フォームを設置し、スポーツ仲裁機構の利用が可能である旨を通知している。	処分決定通知書フォーマット ドッジボール日本代表に関するガイドライン
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	2026年2月理事会にて承認する予定で取りまとめ作業を進めている。	
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間における不祥事は発生していないため該当しない。	
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間における不祥事は発生していないため該当しない。	
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	●加盟団体規程にて、基本的な権限を定めている。 ●倫理規程に関して、第16条にて加盟団体の責務として同等の手続きを行うよう定めている。 ●加盟団体から専門的な相談を受けた際、弁護士・税理士への相談の機会を調整している。	加盟団体規程 倫理規程 JDBA組織図
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	●加盟団体間の活動格差が非常に大きく、倫理規程類について未整備の団体が多いことから、2023年に標準モデルとなる倫理規程・倫理委員会規程を提供し、毎年組織運営の底上げを図っている。2025年7月に加盟団体説明会を設定し、標準モデルの説明した。 ●意識の共有を図るために、共通ルールに込めた理念を軸とした連想から、組織運営に関するガバナンス／コンプライアンス強化の啓発を図る方法を引き続き検討している。	加盟協会用_標準倫理規程 加盟協会用_標準倫理委員会規程